

ここがポイント!

新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策 による 税制改正ガイド

付録 ● 主な給付金・助成金・資金繰り支援

事業者が知っておきたい
支援策のポイントがわかる!



目次

● 売上げ減少と支援策の関係図 (イメージ)	3
------------------------------	---

● 税制上の措置

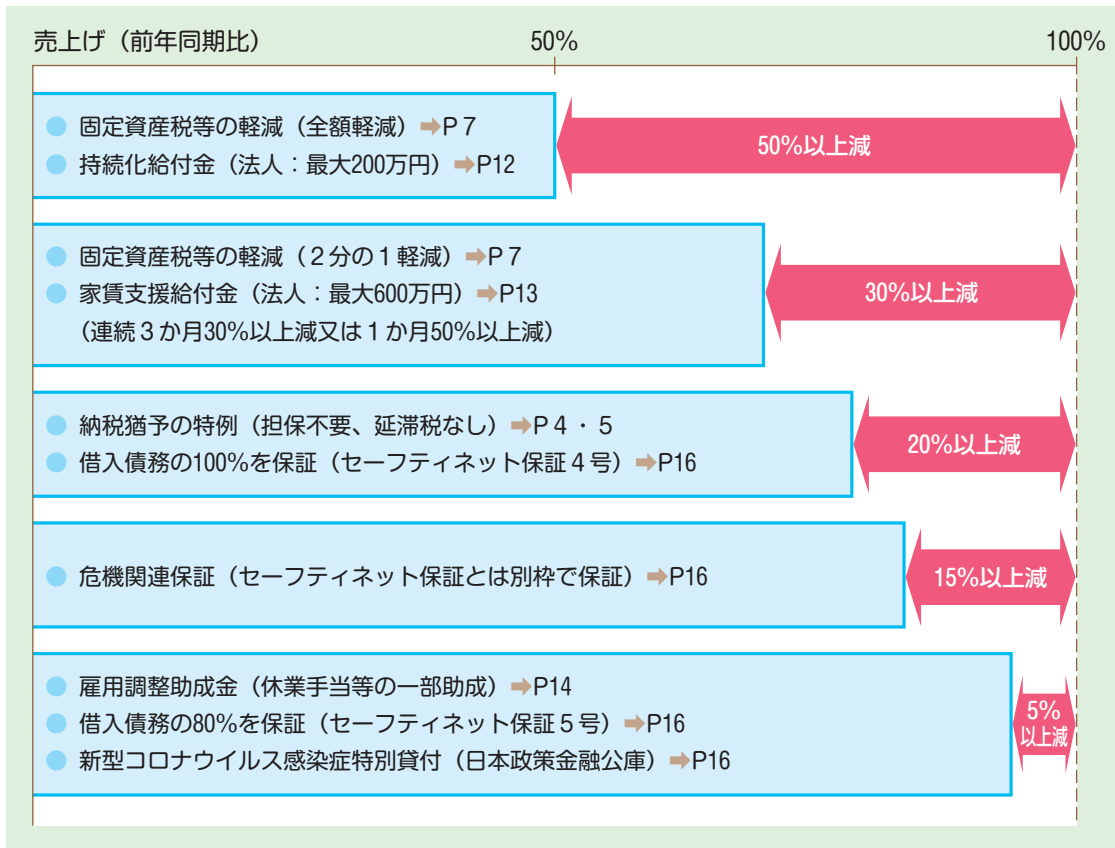
1 納税猶予の特例	4
2 欠損金の繰戻し還付	6
3 固定資産税等の軽減	7
4 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制	8
5 住宅ローン控除の適用要件の弾力化	9
6 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例	10
7 その他 (寄附金控除、印紙税、自動車税等)	11

● 付録 主な給付金・助成金・資金繰り支援

持続化給付金 第2次補正予算で拡充	12
家賃支援給付金 第2次補正予算で創設	13
雇用調整助成金 第2次補正予算で拡充	14
小学校休業等対応助成金 第2次補正予算で拡充	15
資金繰り支援 第2次補正予算で拡充	16

(注) 本冊子の内容は、令和2年6月12日現在の情報に基づいています。手続きに当たっては、各制度の相談窓口などで最新の情報をご確認ください。

売上げ減少と支援策の関係図（イメージ）



お役立ちWebサイト（経済対策関係）

財務省 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

国税庁 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

総務省 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

厚生労働省 事業主の方のための雇用関係助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

J-Net21 新型コロナウイルス関連（都道府県別） ※ 地方自治体の支援策がまとめられています。

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html>

1 納税猶予の特例

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合、特例として1年間、国税の納付を猶予することができます。**担保の提供は不要で、延滞税もかかりません。**

なお、猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付することも可能です。

● 対象となる方

以下①②のいずれも満たす方（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

①	新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が 前年同期に比べて概ね20%以上減少 していること。
②	一時に納税を行うことが困難 であること。

（注1）「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応が行われます。

（注2）「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

● 対象となる国税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼ**すべての税目**（印紙で納めるもの等を除く）が対象となります。

これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の国税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

「遡って特例を利用する」とは？

例えば、未納の国税について、延滞税がかかる他の猶予を受けている方は、特例に切り替えることにより、はじめから延滞税がないものとして猶予を受けることができます。既に延滞税を納付済みの方は、その還付を受けることができます。

● 申請手続等

令和2年6月30日、又は、納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料（次ページの**参考1**参照）の提出が必要ですが、提出が難しい場合は口頭による説明も可能です。

（注）詳細については、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm）をご覧ください。

参考1 収入や現預金の状況が分かる書類とは

収入や現預金の状況が分かる書類とは、例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭により状況を説明することも可能です。

また、例えば前年の月別収入が不明の場合には、以下のような方法により収入減少割合を判断することもできます。

- ① 年間収入を按分した額（平均収入）と比較
- ② 事業開始後1年を経過していない場合、令和2年1月までの任意の期間と比較

参考2 従来からの猶予制度と特例の比較

従来からの猶予制度	特 例
<ul style="list-style-type: none"> ● 一定の期間（原則1年）において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予 ● 一時の納税ができないと認められる場合に適用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 向こう1か月の事業資金を考慮 ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要 提出が困難な場合は口頭説明も可（柔軟な運用） ● 原則として、担保の提供が必要 ● 延滞税は軽減（年1.6%）（一定の場合は免除あり） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年2月1日以後における一定の期間（1か月以上）において、収入に相当の減少※があった場合について1年間納税を猶予 <ul style="list-style-type: none"> ※ 前年同期比概ね20%以上の減 ● 一時の納税が困難と認められる場合に適用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応 ・ 左記柔軟な運用を継続 ● 担保は不要 ● 延滞税は免除

ここがポイント！

- ・ 担保の提供は不要です。
- ・ 延滞税はかかりません。
- ・ **赤字であっても**、収入減少などの要件を満たせば特例を**利用できます**。
- ・ **白色申告の場合も**、収入減少などの要件を満たせば**特例の対象**になります。
- ・ 収入が**20%減少していない場合**（特例の要件を満たさない場合）でも、他の猶予制度（上記**参考2**参照）を利用できる場合があります（通常、年1.6%の延滞税がかかります）。
- ・ 地方税についても、国税と同様の納税猶予の特例があります。
- ・ 社会保険料についても、国税と同様の納付猶予の特例があります。



特例の要件を満たさない場合でも、
従来からの猶予制度を
受けられる場合があります

（注）詳しくは、国税庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ」をご覧ください（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm）。また、猶予制度については、ご自身の住所（所在地）を管轄する「国税局猶予相談センター」に電話で相談することもできます。